

第百五十六回国参議院經濟産業委員会會議録第十号

平成十五年四月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

直嶋 正行君

補欠選任
池口 修次君

四月十六日

池口 修次君

補欠選任
信田 邦雄君

四月十七日

有村 治子君

補欠選任
有村 治子君

閔谷 勝嗣君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田浦 直君

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 佳文君

平田 健二君

委員

有村 治子君

小林 温君

近藤 剛君

閔谷 勝嗣君

福島啓史郎君

保坂 三蔵君

信田 邦雄君

藤原 正司君

築瀬 進君

鶴岡 洋君

松 あきら君

緒方 靖夫君

国務大臣
経済産業大臣
平沼 赳夫君

副大臣
総務副大臣
若松 謙維君
経済産業副大臣
西川 太一郎君

大臣政務官
財務大臣政務官
森山 裕君
経済産業大臣政務官
西川 公也君

政府特別補佐人
公正取引委員会
委員長
竹島 一彦君

事務局側
常任委員会専門員
塩入 武三君

政府参考人
厚生労働大臣官
房審議官
鶴田 康則君
経済産業省製造
産業局長
今井 康夫君
経済産業省製造
産業局次長
仁坂 吉伸君
資源エネルギー
庁長官
岡本 巖君
資源エネルギー
庁資源・燃料部
長
細野 哲弘君

環境省総合環境
政策局環境保健
部長
南川 秀樹君
環境省環境管理
局長
西尾 哲茂君
環境省環境管理
局水環境部長
吉田 徳久君

○政府参考人の出席要求に関する件
本日の会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十五日、直嶋正行君が委員を辞任され、その補欠として池口修次君が選任されました。
また、昨日、池口修次君が委員を辞任され、その補欠として信田邦雄君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案の審査のため、本日の委員会に厚生労働大臣官房審議官鶴田康則君、経済産業省製造産業局長今井康夫君、経済産業省製造産業局次長仁坂吉伸君、資源エネルギー庁長官岡本巖君、資源エネルギー庁資源・燃料部長細野哲弘君、環境省総合環境政策局環境保健部長南川秀樹君、環境省環境管理局長西尾哲茂君及び環境省環境管理局水環境部長吉田徳久君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(異議なしと答へあり)

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

す。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○平田健二君 おはようございます。民主党・新緑風会の平田健二です。どうぞよろしくお願いたします。

昨日の連合審査会で化審法を議論いたしましたので、今日は品確法について先に御質問をさせていただきます。

これ、ジェームス三木さんという作家がいっぱいいますが、彼が面白いことを実は言っているんですね。あるテレビ画面を見たら、警察官が泥棒を追っ掛ける画面だったと。そのときに、見ている側は警察官を応援する、早く捕まえる捕まえろと。ところが、泥棒の生い立ち、なぜ泥棒をしなければならなかったのか、そういったものを延々と先に流して、さあ同じ場面を見たときには、普通の人は、泥棒に早く逃げろ、捕まるなと、こういう心理状態になるんだということを何かコラムで書いておったのを思い出したんです。

実は、今回のこの品確法で、日本でガイアという特定の品質名の燃料がありますが、数年前にテレビで見ました。非常に品質いいんだと。排ガスも規制以下で、地球温暖化、それから二酸化炭素も出さないんだと、既存のガソリンよりもというようなテレビ報道が延々となされたんですね。私もそれを見て、何だ、そんないいものがあるれば地球環境なり生活環境を汚さない、こんなものをなぜ規制するんだと、こういうふうには実は受け取っておったんです。多分、普通の人は、そのテレビを見て、やはりそちらの新しいいろんなものを含んでいたガイア、例えば商品名のガイアの方がいいんじゃないか、なぜ規制するんだ、なぜ税金問題でいじめるんだと、そういうふうに見ておった

はずなんです。ところが、今回の法改正で内容をよく見てみると、確かにいろいろな問題がある、だから法改正するんだというふうに出てきました。

ですから、やはり新しい燃料を開発する場合には必ずそういった問題が起きるということを私も自分なりに理解をしました。

そこで、まず大臣にお伺いをしたいんですが、日本の自動車用の燃料の販売量は年間約一億キロリットルというふうに聞いております。我が国にとつては燃料油は石油だけに頼るのではなく、天然ガス系、バイオマス系、植物油、水素などの多様化を図ることが特に必要だと考えております。既に、アメリカ、EU、ブラジルを始め海外でも実用化は進んでいます。今回の法改正の前提として、燃料の多様化促進や自由化にブレーキを掛けるものではないかというのを、まず大臣、確認をしていただきたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今回の改正は、高濃度アルコール含有燃料のガソリン自動車への使用にかかわる安全上の問題に対応するために行うものでございます。

このため、今回の改正では、高濃度アルコール含有燃料などの混合燃料についても揮発油等品質確保法上の規制の対象にすることにいたします。あわせて、消費者保護の観点から、車両安全上の問題のない混合物の許容量を国が明確に設けることとしておりまして、燃料多様化の取組を阻害することにはならないと私どもは考えているわけでございます。

なお、アルコール等の許容量につきましては、技術の進展あるいは我が国におけるエネルギー事情の変化を踏まえて柔軟に対応しなければならぬと思っておりますし、御指摘のように、新しい、例えば今御指摘の天然ガスにいたしまして、あるいはバイオマス関連にいたしまして、こういったものはしっかりと吟味して積極的に取り入れて多様化をするということは私どもは必要だと、このように思っております。

○平田健二君 それでは、今、大臣がお答えになりましたことを前提にお伺いいたしますけれども、問題になっております高濃度アルコール含有燃料ですが、車両に対する安全上の問題点について御報告をいただきたいと思っております。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

今御指摘ございました高濃度アルコール含有燃料の車両に及ぼす影響でございますけれども、平成十三年の六月にいわゆる車両の火災事故というのが発生いたしましたことを受けて、同じ年の九月に経済産業省と国土交通省との合同で高濃度アルコール含有燃料に関する安全性等調査委員会というものを設置いたしました。その委員会において科学的、専門的見地から検証を開始をさせていただいたわけでございます。

この委員会では、エンジン燃料分野におきます我が国きつての碩学であり、また同時に中央環境審議会の大気環境部会長でもおられる福井工業大学の池上詢教授に委員長をお願いいたしました。その下で多くの機械工学あるいは金属腐食等の専門家等にお集まりいただきまして、科学的、専門的な見地から議論、検証をしていただきました。

具体的には、この委員会におかれまして示されました検証のための計画プログラムに即しまして、検証実験とそれから国の内外での実態調査を約一年間掛けて実施されました。その過程で高濃度アルコール含有燃料が車両に与える影響というものについて入念に検証がなされました。

その結果、アルコールというものが、自動車の燃料系統部品に一般的に使用されておりますアルミニウムにつきましてこれを腐食させる、あるいは同じく使用されておりますゴムとか樹脂につきましては液体を吸収して膨張が起り、もろくなつてぼろぼろになってしまう、こういった物理的な低下をもたらすということが確認をされました。こうした検討を踏まえまして、十四年の十月に

この委員会としての最終評価として、アルコールの使用が想定されていないガソリン用の自動車に高濃度アルコール含有燃料を使用することは、自動車の燃料系統部品を腐食、劣化させるという危険性が存在し安全上の問題であると、こういう結論付けがなされたわけでございます。

○平田健二君 今お話を聞きました。自動車

の故障は重大な事故につながるということでございますが、高濃度アルコール含有燃料は平成十一年ぐらいから流通しておるといふふうに承知しております。これは品確法等には該当しません。ただいま少しお話がございましたけれども、これまで平成十一年以降どのような対策が取られてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(西川公也君) 十一年ごろからそういう話があったわけですが、先ほど御指摘のように、非常に優れた燃料だと、こういう意見もありましたし、一方でこれは危険だと、こういう意見もあったと、こういうことでありましたけれども、先ほど報告いたしましたように、十三年の六月になって火災が発生したと。これを受けて、経済産業省と国土交通省両省で十三年の九月に安全性の調査委員会を立ち上げた、こういうことになったわけであります。

政府としては、十三年の八月に注意喚起ということとで注意をしてくださいますと、こういうことを国民の皆さんに知らせました。さらに、昨年の十月でありますけれども、安全性調査委員会において安全上の問題がある旨検証されましたので、直ちに経済産業省と国土交通省ではこの評価結果に基づいて注意喚起のプレス発表をいたしました。さらには、消費者向けのポスターを作成しまして、関係団体の協力の下、全国のガソリンスタンド、高速道路サービスエリアあるいは自動車ディーラーに対しまして提示をいたしまして危険性を周知してきたと、こういう状況でございます。

○平田健二君 二十三ページ、参考資料のですね、ここに記載してありますのは、五社で二百六十の給油所が、これちょっと通告していませんけれども、直接販売しておる販売業者に対する対策といえますか、これはどういうふうにしてきたのでしょうか。

○政府参考人(岡本巖君) 今、西川政務官からお答え申し上げましたように、私ども、注意喚起ということでディーラー、石油販売業者の方々に対しても高濃度含有アルコール燃料というものの危険性ということについては同様の注意喚起をしたところでございまして、これを扱っている方々についても同様の注意喚起をさせていただいたところでございます。

○平田健二君 私、承知しておりますのは、対応、対策は、業者に対する、税法上の対策だけでいろいろやったというふうに出ておりますが、そうじゃございません。

○政府参考人(岡本巖君) 税法の方は、軽油引取税法上これについて課税の問題が出てまいりますので、それについて適正に処理していただくというのとはこれはもとよりでございますが、同時に、私ども、今の注意喚起と、それから両省で調査委員会を立ち上げて一連の検証をし評価をするその過程において、この販売業者あるいは輸入業者の方々にも委員会に御出席をいただいて意見を開陳していただく、それを踏まえて専門家の方々とも意見交換をしていただいて、そういうプロセスを通じてこういった燃料の危険性についての認識というのを、この方々にも持たせていただくべく早い段階から取組をしてまいりましたところでございます。

○平田健二君 その時点で輸入業者、販売業者の皆さんに危険性をいろいろお話しされたと思うんですが、彼らの反論というのはあったんですか、いや、そうじゃないんだという。いかがでしょうか。

○政府参考人(岡本巖君) 議論の過程におきましては、車の材料の側に問題があるのではないかと、そういった御議論もございましたけれども、一方で専門家の先生の方々から、車に使われてお

りますアルミに対してアルコールというものの腐食性あるいはゴムに対する膨潤という形での影響ということが、これはもう客観的に先生方から指摘がされ、それから私も実際にこの委員会の審議の過程で、車の耐用年数自動車を使った場合に、どういう高濃度アルコールの場合に部材に対して影響が出てくるかというのを実際にテストをして、問題の在り方あるいは程度というものを事実に基づいて御説明申し上げて御納得いただくという、そういうプロセスを丁寧に踏んでまいったところでございます。

○平田健二君 それは理解できるんです。ただ、輸入業者、販売業者は今日もまだ営業を続けておるといふ実態でありますね。この法律が成立しますと、何らかの対応を考えなきゃいかぬということだと思ふんですね。そこで、どういう指導をしておるのか、そのことについてもちよつとお尋ねしたいんです。

○政府参考人(細野哲弘君) お答え申し上げます。

今、長官から申し上げましたように、技術的な問題につきましてはいろいろ検討の場に来ていただいて、あるいは実際に売っておられるものについて御提出をいただいたりして客観的な検証をさせていただきます。

同時に、今御指摘のように、今度の規制をする法律が成立をいたしますと、御指摘のように施行と同時に一定の、いわゆる先ほど申しました許容値以上のものを混ぜたものは販売できなくなるということでございます。したがって、その安全性につきましての御了解をお願いすると同時に、この法律は、後でお話が出るかもしれませんがけれども、法律の成立後は一定の周知期間を設けるとともに、その間に対応していただく努力をしていただくように懇願したい。

特に、実際にこの燃料を扱っておられる業者さん、これは今二百数十社あると言われておりますけれども、それぞれガソリンスタンドという形態でございますからいろいろ中の方々が

多いということ、いわゆる転業するとか、あるいは従来前提にしておりました設備等を何かなくちゃいけないということにつきましては、そういった転業とか、あるいは設備を従来のビジネスと前提にならないものに取り替へなくちゃいけないということでございますので、そういったものについて一定の助成制度というものは御利用いただけるものだとおっしゃいます。これはこれから法律ができました後いろいろ周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○平田健二君 環境省にお伺いをいたします。

高濃度アルコール含有燃料の排出ガス検査の結果についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(西尾哲茂君) お答えを申し上げます。

環境省におきましては、この高濃度アルコール含有燃料が環境に良いものであるのかどうかということに非常に関心が高まりましたものですから、平成十三年三月にこの高濃度アルコール含有燃料を用いて自動車の排出ガスへの影響につきまして四輪車及び二輪車の実車によりまして試験を行っております。

この調査結果によりますと、高濃度アルコール含有燃料を使用すると、ガソリンを使用したときに比べまして、一酸化炭素それから炭化水素というものにつきましては、総体的に排出量は減少する傾向にありましたものの、主要な汚染物質でございます窒素酸化物、これにつきましては多いものでは五倍に増加するなど悪化する傾向が見られました。また、アルデヒド類の排出量も増加すると、そういう傾向にございました。

○平田健二君 今お話がありました市販のアルコール燃料はMTBE、なかなか難しいあれなんです。を大体一七割ぐらい含んでおるといふうに言われておられて、発がん性の疑いがある物質だといふうに言われております。

さらに、排出ガスには今おっしゃいましたアルデヒド類を含んでいるようですが、人体への影響についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(西尾哲茂君) この調査で確認をされましたうち増加した物質について申し上げますと、アルデヒド類につきましては、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドというものが出るわけですが、これは上気道への刺激症状がある、あるいは低濃度長期暴露による発がん性等の懸念もあるというようなことでございますので、有害物質として対策すべき対象のものとしております。

それから、大変増えました窒素酸化物、これにつきましては、高濃度では呼吸器に悪影響を与え、主要な大気汚染物質ということで、この対策には私も一番力を注いでいる、そういう物質でございます。

○平田健二君 端的に環境省にお伺いしますが、普通のこれを、アルコール含有しない燃料とガソリンと、この入れた、アルコールを含有したこの燃料とは、人体にとつてどちらが悪い影響を与えるというふうにお考えですか。

○政府参考人(西尾哲茂君) 自動車の排出ガス対策につきましては、燃料と車体との関係が非常に大切でございます。それぞれについて現在の技術は非常に究極まで高めて対策を取っております。ということでございますので、それぞれの燃料の性状に応じまして精密なテストの上での議論をする必要があると思っております。

それで、アルコール含有燃料といいますが、アルコールを混入した燃料につきましては、まだ例えば低濃度のものにつきましては調査などというものは現在私もやっておるところでございます。が、少なくともここで話題になっておりますような高濃度アルコールというのにつきましては、そういう高濃度アルコール含有燃料というものを環境保全上良いんだということで推奨すべきものとは考えておりません。

○平田健二君 経済産業省にお伺いいたします。今回の改正では、揮発油などの定義を改正をしてアルコール含有燃料も規制の対象とすると、こうなっておりますわけですが、その混合率や添加率は省令で定めると、こうなっておりますわけですか。

一体どの程度の割合が、混合率の割合が安全上問題ないと考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(細野哲弘君) お答え申し上げます。

御指摘のように、その混合が許容される値というものは経済産業省令で定めることになっております。この値につきましては、現在、総合資源エネルギー調査会の下に燃料政策小委員会の下に、専門家によりまして規格検討ワーキンググループを作りました。ここにおいて今検討をしておる最中でございます。

現在走っておりますいわゆる既存の自動車の安全性を前提にした場合のアルコールの使用の許容量ということにつきましては、数%程度になる見込みでございます。

○平田健二君 数%。例えばE10、アメリカ、ブラジル等では大体どのくらいの含有率なんでしょう。

○政府参考人(細野哲弘君) お答え申し上げます。

諸外国におきまして、五%あるいは一〇%というような濃度でアルコールを混ぜるということを許容している国はございます。これらの国につきましては、国によって様々でございますけれども、今申し上げましたように車の部品との関係でございます。したがって、例えばヨーロッパあるいはアメリカにおいては五%、一〇%という許容量が認められておりますのは、それらの国においてはそういった濃度でアルコールが混合されるということを前提にした車あるいは車の部品というものを搭載した車が走っております。そういったこととの関係で、そういった程度の許容が認められている国がございます。

○平田健二君 日本で作った車、外国へ輸出します。これはそういう仕様になっておるんですか。ちよつと質問通告してないんですが、どうでしょう。

○政府参考人(岡本慶君) いわゆるE10とかとい

う、そういう一〇％なら一〇％アルコールが含まれているような燃料が使われている市場向けに日本から輸出する車の場合には、部材仕様という面でそれに適合するような、そういう材料を使った車を現に作って輸出をしているところでございます。

他方で、国内向けにはそういった材料なり仕様の車というのはありませんから、今七千万台強という既販車に着目しました場合には、一〇％なら一〇％を混ぜたものに耐えられるような、そういう部材の車はないというその前提の下に、先ほど御答弁しました許容値というものの検討を今専門家の方々でお進めいただいているところでございます。

○平田健二君 そのところなんですよ。そういう仕様でアメリカなりEUなりブラジルへ出すわけでしょう。日本でもそういう仕様出したらいいじゃないですか。やらしたらいいんじゃないですか。いかがでしょう。

○政府参考人(岡本巖君) これからの検討課題の一つとして大事な点だと思っております。

私どもも、一定の範囲内でバイオマスアルコールというものはこれから進めていくという方向で考えるべきだと思っておりますが、車の点について、今、先生御指摘のような対応、それから実際に今度はそのようなものが入ったものの流通のチャネルとインフラという面で既販車が、しばらくアルコール対応ができていない既販車が結構走っている中で、お客さんが実際にどっちの燃料を使うかということで、例えばスタンドでアルコールを含んだものを扱うスタンドと、それからアルコール対応ができていない既販車向けに従来と同様のガソリンを供給するためのいわゆるスタンドの中で要るタンクとかアイランドとかと言われる部分を両方持ったようなものを流通業者の方々に用意していただくとか、そういったことを含めた一連の取組というものをこれから私も真剣に検討していく必要があると考えているところでございます。

○平田健二君 七千万台近く国内で走っておるんですが、部品を替えればいいんですよ。部品を替えればいいんですよ。いかがですか。

○政府参考人(岡本巖君) これ、先生も御推察のとおり、エンジン周りの部品ということなものですから、部品を替えるということになりますと、車の本体価格のほぼ半分ぐらいに相当する相当高価な部分の部品を取替えないかぬということになるものですよ。既販車についてアルコール対応に改めるというのは、その面から非常に難しいところがあると思いますので、実際に既販車のアルコール対応というのはスケジュールを十分慎重ににらみながらやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○平田健二君 冒頭申し上げましたように、やはりこれから新しい自動車用の燃料、開発していかなければならないと思っておりますけれども、新しい新燃料の検証について項目の明確化、結果の公開、審議の公開など、透明性、公正性が求められると思いますが、現状はどのようなようになっておりますか。

○政府参考人(岡本巖君) 既販のガソリン自動車及びディーゼル自動車を対象とした新燃料の安全性等の検証につきましては、バイオマス燃料として導入の可能性のありますエタノールとバイオディーゼルに關しまして、自動車の安全性等に悪影響の出ない添加許容値について、総合資源エネルギー調査会燃料政策委員会規格検討ワーキンググループにおいて今検証しているところでございます。

このワーキンググループは、技術専門家から構成され、科学的見地から添加許容値の検証を行っております。また、実際の審議、資料や検証実験の条件など、すべて公開しております。関係者に対してはヒアリングの機会もまた設けております。さらに、審議会での検証結果につきましては、パブリックコメントにも付すことを予定するなど、私ども、今、先生御指摘の適正な手続ということについては十分意を用いながら運営してま

いりたいと思っております。

今後とも、新燃料の安全性の検証につきまして、公正性と透明性の確保に關しまして十分に配慮してまいりたいと考えております。

○平田健二君 利用可能な新燃料はいろいろあると思いますが、私の先輩であり友人である衆議院議員が菜の花議連を主宰しております。御承知のように、滋賀県の民間の皆さんで作った菜の花プロジェクトを推進しているわけですが、バイオマス・ニッポンが閣議決定される前から実践をしている団体です。簡単に言いますと、説明いたしますと、田んぼに菜種を植え、菜種油を食用油として使い、廃油にメタノールを添加してディーゼルエンジンの燃料にしておると。

循環型社会に適した活動だと思えますけれども、大臣の御感想をお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私も、衆議院の経済産業委員会が先輩に当たられる衆議院議員からこの件の御質問も受けたことがございます。

滋賀県が取り組んでおります菜の花エコプロジェクトは、化石燃料の使用の削減を目的としたしまして、菜種をおっしゃる様に栽培をしてそこから油を絞って、それをまず学校給食で活用した後に軽油代替燃料として活用するものでございます。このプロジェクトは、エネルギー・環境政策の観点から大きな意義を有するだけではなく、菜種栽培によって滋賀県らしい風景を再現する、それが観光資源としても活用されるという、そういう趣旨から地域の経済活性化にも非常に資するものであると私も考えています。

当省といたしまして、このようなモデル的な地域の取組を支援するために、実証試験や事業可能性調査などを行う自治体や事業者に対して事業費の一部を補助することとしておりまして、現在、バイオディーゼル燃料関係で二件のプロジェクトの支援をさせていただいているところでございます。

○平田健二君 新燃料の、新しい燃料の利用促進

については税制の誘導策も大変重要だと思えます。

今お話ししました菜種油の燃料には軽油が混合されております。ということで、軽油取引税が燃料全体に課税をされています。私はこういうものに優遇措置を講ずるべきだと考えておりますが、今後の新しい燃料への税制の在り方についてお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 昨年十二月に閣議決定をされましたバイオマス・ニッポン総合戦略におきまして、このバイオマス燃料について、自動車の安全性、先ほど来御議論がありました大気への影響あるいは経済性、それから供給可能性等について適切な評価を行った上で利用に必要な環境の整備を図ることが検討されております。経済産業省におきまして、この考え方に立脚をいたしまして、今年の二月からバイオマス燃料の中期的な利用について総合資源エネルギー調査会で議論を開始をさせていただいているところでございます。

今御指摘の税制上の措置を含むバイオディーゼル燃料の競争条件の整備につきましても、まずはこうした評価を行った上で必要に応じて私どもは検討を行っていききたいと、こういうふうな思っております。私どもとしては、そういう結果が生まれたら積極的にこのことは展開をする必要があると、このように思っております。

○平田健二君 新しい菜種油の燃料というのはそう、ヨーロッパでは随分以前からやられておることで、新しいことではありませんが、正に新しく自動車の燃料、自動車というか、新燃料ですね、開発する、あるいはした。もつこの税制面だとかそういった面で優遇をする、そういったところが、政策が必要だと思えます。是非ひとつよろしく願いたいと思えます。

次に、新燃料の開発、利用を促進するためには新燃料対応車の開発が不可欠だと思えます。開発促進のための施策について大臣の考え方を聞きたいと思っております。

○副大臣(西川太一郎君) 先生の御通告をいただきました。早速調査をさせていただきました。その結果を簡単にポイントを御報告させていただきますと思います。

まず、現在、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、実用の段階にあるわけでございますが、クリーンエネルギー自動車普及策、こういうことといたしまして補助金を、導入の補助金を十五年度の予算で百五十億円用意をいたしまして、また、ただいま御指摘のございました自動車の取得税の軽減等、これらも含めて、まず現実に使えるものを普及させると、こういうことをいたしております。

そしてもう一つは、いまだ実用段階にはございませんけれども、次世代自動車ということで開発をいたすものとしたしましては、従来の大型ディーゼル自動車に代替するものとしたしまして、高効率天然ガス自動車、それからジメチルエーテルの燃料を使用した次世代ハイブリッドカー、これは約十億円の研究開発費を補助を行っております。

そして、将来の決定的な、ある意味では究極の自動車と、こういうふうに通じていいと思うんですが、これにつきましては、ただいま大規模な公道実証試験、性能評価手法、こういうものの標準化、要素技術の研究開発、こういうものを鋭意行っているところでございまして、大変高いんですね、物によっては開発費が三億円掛かるとか、一台につき。実際には一億円で政府もこれを購入して、当省も一台使っておりますけれども、大変燃料も、タンク、こういうものにつきましても安全性を確保しながら、当省の中庭にこれを設置して監督をしながらやっております。

しかし、こういうものが普及拡大をするならば、大変自動車の問題は、大気汚染についても大いに貢献を、大気汚染解消に貢献すると、こういうことも考えられます。したがって、新しい燃料に対応できる自動車の開発を鋭意努力を

てまいりたいと思っております。

○平田健二君 先ほどもちよっとお聞きしたんですが、新燃料対応車の、改造をしたら、先ほども言いましたけれども、改造をしたらいいんじゃないかなと思うんですね。先ほど言いましたように、自動車の値段の半分ぐらいが掛かるんだという話でしたが、本当にそうなのかということも、気がしますがね。ここにありますように、この資料の中にもあるんですが、アメリカやブラジルとかの話も聞いても、そう大してお金がかかるというふうな印象はないんですが、いかがですか。もう一度お聞きします。

○政府参考人(岡本蔵君) 新燃料の種類にもよると思うんですが、エンジン回りで使われている部材でアルミニウムを使っているもの、結構車が今全体として軽量化という、燃費向上のために軽量化の方向を随分目指していますので、アルミを部材として使っている車というのは随分多いんですけれども、エンジン周りのところでは改造が必要になってくるということになりますと、先ほど、私もメーカ一なり車の関係の方々にお伺いしますと、新車購入価格のほぼ半分に相当する部分の取り替えをするということが必要になってくるということ、高濃度アルコールに、アルコールを相当程度混ぜたものに対応するということではやっぱりその程度の改造の費用が掛かるということでございます。

他方で、いわゆるガソリンとそれから例えばCNGの併用というふうな場合に、これはまた別の車の改造ということで、その場合に二分の一というところまで大量なコストが掛かるかどうかというの、これはまた燃料の種類によって違ってくるかと思いますが、先ほども申し上げました二分の一というのは、アルコールを相当程度含んだ燃料に耐えられるように既販車を改める場合のコストとして、コストの目安として申し上げたものでございます。

○副大臣(西川太一郎君) 平田先生にお話をしなさいいけないんです。ちよっと訂正をさせてい

ただきます。さつき政府購入と私うつかり申し上げましたけれども、リースでございまして、済みません、月々百二十万から百三十万ぐらいのものを払ってリースをしております。済みません、燃料電池車、訂正いたします。

○平田健二君 確かに今作られておる自動車のエンジン、大体アルミの合金ですね、軽量化で。でも、海外へ輸出しておるのも皆アルミの合金でしよう、エンジン本体そのものは。どこかの部品を替えるのはいいんですけど、だつて今輸出しておる、海外へ輸出しておる自動車のエンジンは大体アルミ合金ですから。

私、何が言いたいかといいますが、今七千万台走っておる車を部品を替えさせたら経済的にも効果ありませんかと、どこかの利益代表じゃありませんよ。私、そういうことでもうひとつ考えたらどうかと、この際、検討するということはいかがですか、どうですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) アメリカですとかそういった新しい混合の燃料を使っているところに日本のメーカが輸出していて、そのエンジンがアルミダイキャストかどうかということはちよっと私もよく調査をさせていただきます。しかし、もちろんこういう新しい燃料の場合には、先ほど環境省からもあるいは厚生労働省からもいろいろな観点から御答弁がありました。やっぱり火災等のほかにもやっぱり大気汚染というふうなこともよく考えていく必要が私はあると思っております。

ですから、そういう意味で、部品というものが割合安易に交換できると、こういうふうなことであれば、それは自動車メーカも私は取り組むべきだと、こういうふうに通じておりました、いずれにいたしましても、この件、ちよっとよく調査をして、輸出仕様とこっちがどうなっているか、それから部品として交換した場合には実際にどのぐらいの経費が掛かるのか、そういったこともちよっと含めて私ども時間をいただいて検討をちよっとさせていただければ、このように思っています。

○平田健二君 是非お願いいたします。

将来的に燃料の多様化を図ることは我が国においては必要なことだというふうに、我が国だけじゃなくて世界的にも必要なことだと思えます。自動車燃料については当面ガソリン、軽油への新燃料の配合、混合、添加で対応せざるを得ないと考えますが、将来の燃料政策をどのように展開されるのか、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 私どもといたしましては、自動車エンジン技術の進歩でございまして、環境対策の重要性等の観点を踏まえ、国内で供給される燃料の多様化を図っていくことは基本的に望ましい方向であると、このように思っております。

他方、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、新燃料の導入に当たりましては、例えば今般の高濃度アルコール含有燃料のケースのように、安全性等の面で重大な問題を生じる可能性も否定できないことから、安全性でございまして、大気への影響でございまして、あるいは経済性、こういったことについて十分に評価を行うことも必要だと私も思っております。

以上のようなことを勘案をいたしまして今後の燃料政策を展望をさせていただきますと、新燃料の使用に伴う安全性等を十分確保しながら燃料供給の多様化を促進するような政策の展開を図っていく必要があると、このように私どもは思っております。

○平田健二君 是非ひとつよろしくお願いいたします。

次に、化審法についてお伺いをしたいと思います。その前に、昨日も同僚の小林議員が、茨城県神栖町の旧軍隊の残したと言われております毒ガスで住民が被害を受けたという報道がされ、議論がございました。どのような対策を講じられるのか、そのことがまだ明らかになっていない、調査をするということでは聞きましたけれども、そこら

辺について分かれば、通告しておりませんけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) この問題につきましては、昨年の九月に寒川地域、神奈川県でございまして、道路掘削に伴いましてマスタードガスが十数本出てきたというところに問題を発生しております。これにつきましては、道路関係の仕事として掘削がされておりますけれども、その周辺が旧海軍の相模工廠であったということから、その周辺どこまで埋まっているか分からないというところで問題になりました。

また、これを契機といたしまして過去のそういう軍の関係の毒ガス保有あるいは廃棄状況について調べたものを点検いたしました。昭和四十八年に、当時環境庁が中心になりました各省にお願いたしました資料を一応整理をしております。それを基にどのような調査あるいは現地での対応を取るべきか検討するというところで、私も環境省にそういう命令が内閣からあったところでございます。そしてその中で、そうしておるうちに茨城県の方でも新しい問題が出てきたということになっております。

これにつきましては二つ考えております。一つは、四十八年に行いました調査をフォローいたしました。全国に、昭和二十年前後でございまして、どういう形で毒ガス弾が保有されてどういう形で廃棄されたのかということについて、新しいデータをきちんと得るといのが一点でございます。

それからもう一点は、現に出てしまっている地域、問題になっている地域についてはどういう形で現地調査をする、それについては文献調査ばかりでなくて、実際にその土壌を調査して毒ガスの埋まっている状況あるいは汚染状況を調べ、地域の住民に負担や不安を与えないような処置をするということまで含まれると考えております。

この二つを速やかに取ることにしまして問題の解決を図っていきたいというふうに考えております。

ます。
○平田健二君 是非よろしくお願いしたいと思えます。

まず、大臣にお聞きいたします。

科学立国でもある我が国は諸外国に先駆けて化学物質が生態系や地球環境全体へ及ぼす影響について研究を推進して、定期的に一歩進めた見直しを図るのが必要だというふうに理解をしておりますけれども、大臣の考え方をお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えさせていただきます。

化学物質の管理に必要な有害性の評価でございます。まずとカリスマ評価を進める上で様々な科学技術上の課題が存在しております。こうした課題を研究開発等によって解決をしまして、科学的な知見の充実を図ることが化学物質を適切に管理する上で言うまでもなく不可欠のことであると、このように認識をいたしているところでございます。

こういった認識を踏まえまして、経済産業省におきましては、まず一つは、化学構造式から分解性あるいは蓄積性といった性状を予測するシステム、この開発を今一生懸命努力をし、やっているところでございます。それから、二つ目としては、環境残留状況を推計するための予測モデルの開発もいたしております。さらには、内分泌攪乱作用に関するメカニズムの解明及び作用の有無を確認するための試験方法の開発などの調査研究あるいは試験評価方法の開発に取り組んできているところでございます。

今後、さらに国際的な協力や関係省庁との連携を通じて、効率的かつ効果的に科学的知見の充実のための取組は当然推進をすべきであると、このように考えております。

こういった取組を通じて得られた成果というのを、今後の化学法の運用に積極的に活用するとともに、こうした科学的な知見を化審法に基づく審査でございましてあるいは規制制度の見直しに適時適切に反映をさせていく。御指摘のように、

科学技術立国の日本としては、こういったことをやはり果敢に、そして果敢に効果的にやっていかねければならないと、こういうふうに思っております。

○平田健二君 環境省にお伺いをいたします。

生態毒性を有する化学物質の排出については、今後どのような対応をされるつもりか、お伺いをいたしたいと思えます。

○政府参考人(西尾哲彦君) 環境省におきましては、環境中に有害物質が排出されることによる影響を防止するという観点から、従来、大気汚染防止法や水質汚濁防止法による対応をしております。これは人の健康の保護や生活環境の保全という観点でございます。生態毒性といったようなものを真正面から必ずしもこれまでとらえてきたというところは言い難いわけでございますが、今日、そういったような広い視野にも立つて考えていく必要があると思っております。

目下取り組んでおりますことを申し上げますと、特に関係の深い水生生物への影響でございます。有害物質が出た場合の水生生物への影響でございますが、これにつきましては、現在、中央環境審議会に諮問をいたしました。公共用水域に存在する生態毒性を有する化学物質に対応すべく、水生生物の保全の観点からの環境基準の在り方、そういうことについて専門委員会を検討していただいているところでございます。

こういう作業が進んでまいりますれば、環境基準が設定される、あるいは設定されれば、この基準に基づきまして水質汚濁防止法に基づく等、必要な環境管理施策を実施していくと、そういう段取りになるのかというふうに考えております。

○平田健二君 経済産業省にお尋ねをいたします。

化学物質の管理にはハザード評価に基づくリスク評価が必要です。諸外国ではリスク評価が管理の主流となっております。経済産業省と環境省はそれぞれリスク評価に取り組んでおられるようですが、データを共有した方が効率的だと思えます。

けれども、現状はどうなっておりますでしょうか。

○政府参考人(今井康夫君) お答え申し上げます。

御指摘のように、化学物質の有害性に関するデータでございますが、化学物質が環境中どのように動き回るか、挙動に関するデータでございますとか、化学物質の環境中への排出そのものに関するデータでございますとか、そういうデータに基づいてリスク評価が行われるわけでございます。

これらのデータにつきましては、環境省と経済産業省が共有した上でリスク評価を進めることが先生御指摘のように大事だと思っております。そして、この結果、そういうことが共有が行われますと、データの範囲が非常に拡大いたしました。多くのデータを用いることができるので、リスク評価の信頼性が向上するということ、それから共通の情報を用いますので、リスク評価相互の比較が可能になるということだと思えます。

その意味で、私も、これからリスク評価に当たりまして、具体的な事例に即しまして両省のデータ共有について前向きに検討を進めたいというふうに思っております。

○平田健二君 更にお伺いしたいと思います。既存の化学物質は約二万種類と言われております。今のペースでいきますとリスク評価は何十年掛かるか分からないと。今後、どのように取り組むつもりか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○政府参考人(今井康夫君) 先生御指摘のリスク評価の前提となります有害性の評価でございますけれども、既存物質もたくさんございます。現在、OECDにおきまして、事業者の自主的な取組と連携協力するという形で、各国政府が協力するということ形で、生産量の多い化学物質の有害性評価を進めております。こうしたことを踏まえ、官民の、国際的な官民の協力、連携、国際的な協力、関係省庁の間の一層の連携を取りながら進め

てまいりたいと思います。

今般の法律改正を審議いたしていただきました経済産業省、厚生労働省、環境省の三審議会におきまして、同じような認識で、事業者及び国が相互に十分に連携して有害性評価を計画的に進めるといふことで御提言をいただいているところでございますので、このような方針を進めさせていただきますと思います。

○平田健二君 厚生労働省にお伺いをいたします。

最も心配なのは人体への影響だと思えます。内分泌攪乱作用や、化学物質過敏症を始めとする人体への有害性の研究を更に推進する必要があると思いますが、厚生労働省、現在の研究の概要、進捗状況について御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(鶴田康則君) お答えさせていただきます。

いわゆるこの内分泌攪乱化学物質につきましては、化学物質が直接暴露される親の世代のみならず、次世代にも及ぶことが危惧されております。その原因となる物質とか作用メカニズムについてはまだ未解明の部分が多いと、こういうふうになっておりまして、こういったことから、厚生労働省におきましては、平成十年四月に内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会を発足しております。専門家からの助言を得まして、内外の動向を踏まえ、調査研究を進めているところでございますが、十三年の十二月には、今後の調査研究に当たりまして、一つは、既に知られておる毒性を発現する濃度よりも低濃度で健康に悪影響を及ぼすのではないかと、いわゆる低用量作用の解明が必要であります。それから二点目は、哺乳動物や細胞等を用いたスクリーニングの実施、それから内分泌攪乱作用の物質の同定と確認のための詳細試験法の検討、さらに疫学に関する情報の収集、解析とかリスクコミュニケーションの充実といった、こういった点につきまして、二〇〇五年を一つの目標年として重点的に取り組んでいくべきであるとの提言がなされております。これを

踏まえまして、鋭意調査研究を推進しているところでございます。

また、いわゆる化学物質過敏症は、微量の化学物質によって人体に何らかの過敏反応が生じるのではないかとされているものでございまして、いまだに医学的に十分解明されておらず、単一の疾病単位として確立されてはいません。厚生労働省といたしましては、その病態の把握とか原因の究明を含めまして、いろいろな角度からその研究に取り組んでいるところでございます。

今後とも、国際的な枠組みとか他省庁とも積極的に協力いたしまして、化学物質調査研究を推進して科学的知見の充実を図り、適切に対応してまいりたいと、こういうふうと考えております。

○平田健二君 これで質問を終わりますけれども、先ほどの揮発油の問題に戻りますが、品確法に。

ヨーロッパでは、含有量が五%、これは既存の車で大体対応できると。アメリカが一〇%、含有率が、これは多少改造が必要と。先ほどお話がありました、車の値段の半分ぐらいは改造費掛かるというの、ちょっと費用としては大き過ぎるなと。もう少し安くできるといのが私どもの調査といえますか、であります。ですから、限りあるガソリンを有効に使うためにも、アルコールを混入して燃料にするということは当然必要だと思えますし、地球環境にも優しいんだと思えます。そういう意味では、是非ひとつ大臣がおっしゃいましたように検討していただきたいというふうに思っています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○緒方靖夫君 まず、化審法についてお伺いいたします。

一九七三年に化審法が制定されてから国際的に化学物質管理に関する取組は大きく前進いたしました。一九九二年のアジェンダ21や環境と開発に関するリオ宣言、あるいは九七年のアジェンダ21実施計画等々、それを見ましても、より厳しい国

際基準を作ることになっていったと思うんですね。それと比べて日本の対応、甘い対応と言つていいと思うんですけれども、それが際立つてきたと。

その中で、特に昨年一月のOECDの環境保全レビュー、成果レビュー、化学物質管理政策、その中で、我が国の取組について次の点が指摘されたと思えます。もう自明のことですけれども、一つは、化学物質管理により生態系保全を含むよう規制の範囲を更に拡大すること。二つ目に、産業界の自主的取組を強化するとともに、製造事業者に対して既存化学物質等の安全性調査への積極的役割を与えること。三つ目に、化学物質に関する公に利用可能なデータベースの整備及び有害化学物質に関するリスクコミュニケーションを強化することなどですね。

大臣に総括的に伺いたいんですが、こういう指摘を受けて本改正に至っているということもあると思えますけれども、こういう私が今挙げた三点の指摘、これが今度の改正できちんと反映されているとお考えかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(金子治夫君) 御指摘のとおり、我が国の化学物質管理政策に関して、昨年の一月のOECDによる環境成果保全レビューにおきまして、生態系保全を含むよう規制の範囲を更に拡大すること、でございますとか、化学物質管理の効果及び効率性を更に向上させることなどが勧告されたところでございます。

OECDの勧告というのは、詳細な措置の内容や措置の期限を定めるものではございません。審査の対象となった国がその内容を履行する義務を負うものでもございませんけれども、当省といたしましては、人の健康あるいは動植物への被害の防止に万全を期する観点から、その内容を真摯に受け止めていただいて、その内容も踏まえた今後の化学物質の審査の、規制の在り方について関係審議会等において検討を行ってきたものでございます。今般の法案は、環境中の動植物に着目

した審査、規制を導入するとともに、審査規制制度の効果及び効率性を更に向上させることなどを内容としておりますが、これは正に勧告の内容を反映したものだ、こういうふうにご覧いただいております。

三点おっしゃられましたけれども、今の御答弁で大体網羅されていると思いますが、生態系保全を含むように規制の範囲を更に拡大することについては、今回の法改正で私どもは対応できたと思っておりますし、それから製造事業者に対しての安全調査においてより積極的な役割を与えることにしましては、化学物質排出把握管理促進法等によりまして事業者の自主管理の改善を促進させること、それから既存化学物質に係る安全性点検について国と事業者が連携して計画的な取組、これを行っていくことを我々としては今後重大な検討課題としてやっていくと、そういうこと、それからデータベースの整備、これは、製品評価技術基盤機構あるいは化学物質と環境円卓会議の開催、こういったことで、この勧告に基づいて我々としては真摯にやっていくつもりでございます。

○緒方靖夫君 私、今、大臣が言われた点、基本的にやはり大きな前進があったと。しかも、この間、民間団体がやはり掲げてきた環境保全等々も含めて、それが法律に含められたという点は大きな前進として見ているところでございます。

しかし同時に、幾つか疑問が残る点があります。OECDで指摘された化学物質に関する公に利用可能なデータベースの整備や、有害化学物質に関するリスクコミュニケーションをどのように受け止めるか、どのように取り組もうとしているのか。その点で私が特にお伺いしたいのは、情報公開についてですね。それがどうなっているかというところをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(仁坂吉伸君) 情報公開につきましては、私ども、国民の皆様にご覧いただく、規制でどういふふうに行っているのか、そういうことをよく理解していただくという前提で、それを前向

きに取り組んでいきたいと思っております。

具体的には二つございまして、一つは、私ども規制当局として、事業者が規制の観点から必要だということでのいろいろな試験などをいたしまして、そのデータを提出していただきます。そういうことにつきましては、その事業者のビジネス上の秘密と、そういうことがございまして、これは少し慎重にしながらも検討していきたいと、こんなふうに思っております。

もう一つは、これに基づきまして私どもが評価をするという部分がございます。その評価については審議会の場で専門家の意見を聞きながらやっていただいているわけでございまして、こういう評価については、今後、その評価内容を公開していくというようなことを考えていきたいと思っております。

また、申し遅れましたけれども、データベースについてさっき御言及がありましたけれども、化学物質の属性そのものについて分かっていることについては、NITEという製品評価技術基盤機構という私どもの関係する独立行政法人がございまして、ここにはかなり包括的なそういう化学物質の性状に関するデータベースを構築することを努力しております。次第に充実しているところでございます。

○緒方靖夫君 今、ビジネス上の秘密という話がありましたけれども、そのところはひとつ非常に大事なところで、確かにそういうところもあるし、同時に人命、環境の保全というところをそこをどう折り合うのかということは非常に大事な点だと思っております。そこがOECDのレビューの中にある産業界の積極的な関与ということにもあると思えます。

ですから、極論すると、ビジネス上の機密があるということになると、企業側の情報というのは永久に秘密になるということになってしまうわけですね。ですから、私は、そういう考え方をやはりもう少し国際水準で折り合いを付けていかないと、やはり日本の後進性がまた生まれてしま

と。せつかくの法改正にもかかわらず、そこが克服できないという大きな問題点があるということに指摘しておきたいと思っております。

同時に、この間、七三年にこの法律が制定されるきっかけになったカネミ油症事件のPCBとか、水俣の水銀を始めとするトリクロロエチレンによる地下水汚染、廃棄物からのダイオキシン生成、化学工場による環境汚染、破壊など、事件を数えたら切りがないわけですね。情報が事前に国民に知らされていけばもっと違った結果になった、このことは非常に明らかでございまして、ビジネス上の機密があるからと、その一言で済ますその考え方が、やはりまた新しい後進状況を作ってしまうおそれがあると、このことを指摘しておきたいと思っております。

また、既存の化学物質が約二万種類、そのうち安全性点検をしたものは約千六百件。圧倒的に点検していない化学物質が多いわけです。また、検査していない少量新規化学物質は年に一万二千件近くの届出があると言われております。多くのものが安全確認されずに実際に使用されていく、消費者に流通していくことなんですね。

私は、これは大変怖いことだと思えます。もつと規制の対象とすべき毒性の対象と規制の内容を広げていく、これがこの法律の中で、せつかくの改正の機会ですから、求められていたのではないかと、そう率直に思う次第です。

○政府参考人(今井康夫君) この法律案におきまして、生態毒性について踏み込んだ対応をするということを含めまして対応したつもりでござい

ます。また、情報公開につきましても、先生御指摘がございましたけれども、私どもとしては、企業秘密ということにはございまして、したがって、詳細にそれを公にするものではないと思っております。それぞれにつきましても、その限りの公開をするということを含めて考えているところでござい

○緒方靖夫君 この分野では規制緩和というのは困ると、大臣、本当に率直に思うんですね。また、ビジネス上の秘密という話が出ましたけれども、大臣に率直にお伺いしたいんですが、それは当然あります。企業の機密というのは、しかし同時に、社会問題、さっき言ったカネミ油症事件等々々々々々、これだ、企業がデータを

出さないためにこれだけ社会へ広がったということが起きたときに、折り合いを付ける点というのはあるんじゃないんですか、当然。

○国務大臣(平沼赳夫君) 企業の秘密というの、これはある意味では企業の固有の権利として存在しているわけでございまして、先生御指摘のように、その兼ね合いが非常に私問題だと思っております。

しかし、今御指摘のように、化学物質が二万あつて、そして毎年新規のものが一万二千出てくると。こういうことであれば、私どもとしては、やはりきめ細かな対応をしながらそのところの折り合いをしつかりと付けて、国民の皆様方に安心をしていただけるような、そういう体制を作っていくことが肝要だと思っております。おっしゃるとおり、いかにそのところのバランスを取っていくかと、こういうことは御指摘のとおりだと、こういうふうに思います。

○緒方靖夫君 具体化が大事だと思います。これから是非どうなるかということをやはり見ていきたいと思っております。

さらに、生態系保全という点では、有害性が難分解性、高蓄積性、長期毒性だけで十分ではなく、本法が環境の汚染を通じて人、動植物への影響のある化学物質の製造等の規制を行うというならば、現在の三毒性にとどまらない、人、動植物を包括する生態系全体の新しい毒性評価基準を早急に設ける必要がある、そう考えますが。

○国務大臣(平沼赳夫君) それは一つの大きな御提言だと思えます。

しかし、現実にはこの人間社会というのはいろいろな形で経済活動を行い、その中で人間が利便性を

追求し、生活の快適性あるいは充足性というものを追求しています。ですから、そういう中で、私どもとしては、今回こういう法律を作らしていただいて、そしてそこで更にこれを徹底してそういうことをだんだんに広めていくと、こういうことだと思っております。

そういう意味では、今回の法律、この化審法の改正において、我々としては、それを起点として国民の皆様方のいろいろな御意見を聞きながら、またそういう安全性の観点からいろいろな検討を行いながら充実をさせていくと、こういうことではないかと思っております。

○緒方靖夫君 物事の考え方、体系的に考えていく、あるいはできることからやっていく、いろいろあると思うんですけども、例えば、少量新規化学物質というのは一万二千件近くある。しかし、担当職員はわずかしかない。したがって、国でそれをやろうとすれば、すべてできるわけではない。当然、企業の協力が必要だ。しかし、企業の機密があるからという、その理屈でいくと広大な部分で未知の化学物質が残されるという、そういう問題になると思えます。

その辺はどういうふうにかえていくんですか。

○政府参考人(今井康夫君) 一トン未満の少量の化学物質につきましては、現在、既知見、既に分かっている知見で非常に危険だというのは当然押さえますが、一トン以下のものについては、その知見で非常に危険であるということではないというところの確認をして、生産、製造ないし輸入が認められております。それは、一トン以下であれば、日本じゅう全体で一トンでございしますが、これも、日本全国で総量が一トンでございしますが、これであれば環境中に影響がないというふうに私どもは理解をして、環境を通じて汚染が起きないというところに対応しているところでござい

ます。

○緒方靖夫君 つまり、国の責任で、存在する化学物質について毒性がないということについて、それをきちっと確認するすべ、それができますかと。できないんじゃないですかね。

○政府参考人(今井康夫君) 私ども、既に物質を、危険な物質は指定しておりますし、それに極めて類似したものでありますと、それから類推ができるわけでございます。そういうものにつきましては、たとえ一トンでございましてもちっと審査をします。それから、そうではなさそうだと

いうものについて、その危険性がそれほど大きくないということにつきまして、私どもは判断をした上で、そのような非常に微量な、量的に大きくないものに、少量につきましては格別の審査をしないということに対応しているところでございます。

○緒方靖夫君 ですから、膨大な未知の部分が残るといふことは役所として認めにくいかもしれないけれども、それが現実なわけですね。私は、それをどういう形で法律で担保できるかという、そういう方向で物事を考える必要があると思うんですよ。ですから、OECDが主張しているように、産業界の積極的な協力、取組、これが求められているわけだし、国だけでできっこないんですよ、それは。それは当然だと思ふんですね。ですから、やはりその点を率直に現状を見ていただくことが大事だと思います。

更に不安があるわけですけども、閉鎖系の場合、化学物質の量的な規制はあるんですか。

○政府参考人(今井康夫君) 閉鎖系に用います場合につきましては、量的な概念を導入しております。

○緒方靖夫君 たとえそれが千トンとか一万吨、更に一万吨とか、そういうところでもそうなんですか。

○政府参考人(今井康夫君) 閉鎖系で用いられるものにつきましては、事前にそれがどういふような場合でどういふ工場で用いられるのか、どういふ用途に用いられるのか、それが閉鎖された環境下で間違いなく行われているのか、それから廃棄する場合に、それも危険な物質ではないような形できちっと廃棄されるのか、こういうものを事前に確認いたしました上で、なお事後におきまして

もそれを監視をして、必要であればチェックをするという体制で、それが環境に出ないように対応していく所存でございます。

○緒方靖夫君 大臣、お聞きのとおり、大変苦しい答弁だと私は思うんですね。

量的な規制がない、これは野放しなわけですね。例えば、閉鎖系だといつても、例えば原発の東電の格納容器の機密性試験の漏えい、改ざんとか、そうした事件もありました。あるいは雪印で起きた事件もありました。そういうことから類推しても、閉鎖しても完璧ということはありません。

ですから、私は、化学物質の性状や、どれぐらい量があるか分からなければ、事件が起きた、事故が起きたときにどんなことになるか分からないという大きな危険性を持つわけで、なぜこの法律で上限を決めていないのかということ率直に疑問に思うわけです。

○政府参考人(仁坂吉伸君) お答え申し上げます。

この化学物質の審査規制法と申し上げますのは、化学物質が環境中に出まして、それで環境の中でたまりまして、それがじわじわと例えば人の健康、あるいは今回の改正で申し上げますと動植物の生息、生育に悪影響を及ぼすということを防ぐものでございます。化学物質に関しましては、そのほかに、こういう言葉はいいかどうか分かりませんが、状況対応的に例えば排出とか取扱とかを規制するものもございます。したがって、私どもは、そういう環境の中に大量にある一定のものが出ると悪影響を及ぼすかもしれないという観点からこの法律の運用をしているところでございます。

したがって、その観点から見ますと、先ほどおっしゃいました少量の新規のものあるいは閉鎖のもの、そういうものについては環境への放出の恐れが非常に少ないわけですから、それに最もふさわしいような規制を安全性の確保を第一にしてやっていきたいと思っているわけでございます。

その際にも、私どもはもちろん、例えば閉鎖系であります、これはもう閉鎖系だと言って初めから規制の手を放すということでは決してございません。その化学物質の作られ方あるいは化学式等々からこれがどれぐらい危ないかというようなことをよく考えまして、その程度に応じて、これは本当に大丈夫かということ念には念を入れて確認をして、新しい制度を導入するときのメルクマールにしたいと思っているわけでございます。

以上でございます。

○緒方靖夫君 密閉式で使用する化学物質が、試験等によって対象化学物質が難分解性などのそういう症状があるというそういう知見が得られた場合、その場合にはどういふ扱いになるんですか。

○政府参考人(仁坂吉伸君) お答えを申し上げます。

今の御質問は、例えば化学物質が閉鎖系である、あるいは中間物として確認をされ、したがって事前審査及び例えば諸々の試験を一時保留されておるといふような状態の下において、その化学物質がこのぐらい危ないかというようにことが分かったという場合の御質問だろうと思えます。

その際は、幾つかの場合が考えられると思えます。例えば、私どもの現在の法律でもございます第一種特定化学物質というのがございます。これは難分解性、高蓄積性、それから人への長期毒性、今後は法律改正によって動植物への長期毒性も入ってまいりますけれども、こういうものがすべて危ない、すべて問題があると、こういうものでございます。

そういうものが、そういうものの知見が我々として得られた場合は、このような第一種特定化学物質については原則として製造及び輸入は禁止をしております。したがって、第一種特定化学物質に指定をし、当然のことながら先ほどの確認はその時点で撤回をして、製造の方、製造及び輸入の禁止をしていくというふうになるかと思えます。

○緒方靖夫君 しかし、その場合、国の側が試験

をするといふことを、わざわざ幾つか抽出してやるならばいいけれども、そういうことは想定されないですね、余り。実際こういうことがありましたといふことを実際企業が申告するとか、そういう情報が社会的な問題になって、それで何らかの形で義務付けられてそうなったとき、そういうことになると思うんですね。

そうすると私は、結局事業者の報告、これは義務付けられていないわけですし、そしてまた事業者が提出した情報だけで判断するということとどだけ実態をつかみ得るのかということについての、安全が果たして保てるのかと、そういうことが大きな問題になる、そのことを痛感いたします。

○政府参考人(仁坂吉伸君) 今想定されているケースにつきましては、二つの段階があると思えます。

一つは、これを事前審査、当該の物質を事前審査及び各種の試験を保留して製造させていかどうかという際には事前確認をいたします。これが本当に中間物かどうか、それから本当に閉鎖系のもま使われるかどうか、そういうことでございします。そのときは、私どもは既知見から得られている情報を基にいたしまして、その必要性に応じまして徹底的にそれが本当にそうなのかということを調べます。例えば、必要な場合はメーカーやあるいはそのメーカーが売るであろうユーザーの状況をよく調べまして、それで本当に中間物のまま消えてしまうものかどうかということを見させていただくつもりでございます。

さらに、もう一つの段階がございます。これは事後監視をずっと続けます。普通の審査を経てシロという判定をされたものにつきましては、私どもはそれを告示いたします。そういったものと自由で作れるわけでございますが、この場合は別にシロという判定をしているわけじゃないとございせん。したがって、私どもはこれをずっと監視の下に置こうと思っております。必要に応じまして報告徴収もできますし、それから立入調査もできま

す。したがって、こういうものを機動的に運用することによって遺漏なきを期してまいりたいと思っております。

○緒方靖夫君 この法案の最後に質問したい、大臣にお伺いしたいんですが、やはり私は今話を聞いても、さつきから問題になっているビジネスの秘密、そういう名の下に、やはり国の体制がきちっと整っていない、わずか、せいぜい何人でしょう、二十名、三十名のそういう担当官がいて、しかしそれもすべて化学物質について調査し切るといって体制を持っていない、そういう状況の下で、やはり私は根本的に考えていかなきゃいけないのはやはり産業界の積極的な協力、これを得るということだと思ふんですね。確かに線引きというのは、企業の私権もあります、権利もあります、ですからそれをどう引くのかということはあるんですけども、私は結局大きな課題だと思ひます、率直に言つて。そして、率直に言つて、私はこの法律の中で企業側に対しても課すべきあるいは役割、人の命、環境を守るような役割、それがやはり非常に軽減されていると、非常に率直なことを言えば産業界に対して配慮をし過ぎていて、そういうことを痛感するわけですね。

ですから、私はそこがやはりOECDの指摘とかかわりでも非常に大きな問題点だということを感じて、実際にこの法律が実効を上げていく上でも、大きな前進をしているにもかかわらず、やはりそこに非常に、何といいますかマイナス作用する面があるということを痛感する次第です。

ですから、その点について大臣のお考えを最後にお伺いして、ちよつと次の問題、一問だけ伺いたいと思ひますので、お願いいたします。

○国務大臣(平沼赳夫君) 先生も御指摘のように、これはどこでバランス取るか、こういう一つ大きな命題があると思ひます。やはり、余りにも規制を強化をしてしまつて角を矯めて牛を殺して日本全体の経済の活力がなくなるといふことは、

これもやはり選択すべきではない。

ですから今回、OECDの勧告によつてやはりそういう指摘を我々は着実に実行する、そして企業にとつても、私はお互いに協力関係を築いて、そして国民の安全というものについての共通認識の中でいかに協力体制を作つて国民が安心していただける、そういう状況を構築していくかと、こういうことでございまして、私どもは今回の法改正もそういう第一歩である、こういうふうにして思つておりまして、私どもとしては、これも化審法自体も一応見直しは五年ということになつておりますけれども、そんな五年なんてことにこだわらないで不断に見直しを行つてしっかりとした体制を作つていくと、このことが必要じゃないかと思つております。

○緒方靖夫君 次に、品確法についてお伺いしたいと思ひます。

本改正で、私は消費者保護及び事故の未然防止という観点から妥当だと考えます。もちろん、私たちは新燃料を一切否定するものではありませんし、我が国にとつて自動車燃料は、安全性の確保というだけじゃなくてエネルギーの安定供給、環境、地球温暖化対策のために日々技術革新が求められていて、今回の、その点で今回の規制が燃料の技術開発の妨げにならないように、そのことを希望したいと思ひます。

二問質問したいと思ふので、一遍に。

そこで一つは、今回、混合燃料の規制値が決定した後、業者がその規制値のパーセンテージを上げる、安全性も確認された新燃料ができたという場合、どのような対応をするのか、そのルール、スキームは確立されているのか、その点が第一点です。

もう一点は、もう一つ、適正な燃料を適正に利用するということは当然なんですけれども、今月からディーゼル値の、今月からS50軽油が全国的に発売されております。もうけるために異物を混ぜるとか、おまけに脱税してもうけようという、そういうことがよくあるわけなんですけれども、私は

こういう行為をなくす、その措置が非常に必要だと思ひます。

その点で、国土交通省は今月から道路運送車両の安全基準を改正しております。経産省としてどんな措置を取られているのか、取るつもりなのか、それについて、しかとお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(細野哲弘君) お答え申し上げます。

まず、最初の御質問でございまして、対応ができた燃料あるいはその車との関係で十分安全性が確認できるというものが燃料としても出てきた場合におきましては、先ほどの答弁でもございまして、今後、技術の進展でありますとかエネルギー事情を総合的に勘案いたしまして、当面その許容値を省令で定めることにしてございまして、その省令の値をそれに即して随時見直ししていくことで対応をさせていただきます。それから、いわゆる通常のいろいろな問題につきまして、適切な品確、品質確保、品質規格の設定でありますとか、あるいはそれを実際に販売いたします事業者等について適切に立入検査をする、あるいはそういったことについての報告徴収を求めるといふようなことにつきまして、消費者保護の観点から万全を期してまいりたいと思つております。

○広野ただし君 自由党・無所属の会の国会改革連絡会、広野ただしです。

昨日、化審法関係は環境委員会との連合審査で質問をさせていただきましたので、今日は揮発油等品確法のことにして質問をさせていただきます。と思ひます。

今回の改正は、高濃度のアルコール燃料といふますか、ガイアックスだとかエビオンと言われるようなものが市場に出回つていて、それがどういう、環境ですとかあるいは健康、安全にどういう影響を及ぼすのか、まだ十分分らないうちに今そういうものが出回つたということが大きな

きつかけになつていふんだと思ひますが、高濃度のものは一気にそこまていくといふのはある意味でいろいろな問題点があるのかなと思ひますが、先ほど平田議員からもありましたが、低濃度の方はこれは海外でも非常にやっていると。しかも、新燃料というようにことからいって、非常にある意味では再生可能なアルコールを入れていくということからいって燃料の多様化なんかには非常に資するものではないかと、こう思われるわけですね。

そういう中で、アメリカは一〇%トウモロコシなんかから取つたアルコールを入れるし、ブラジルはサトウキビなんかから取つたものを二十数%入れるというふうなものがかなり出回つていふわけですね。そういうものについての将来の展望といふますか、規制をがっちりやつてしまふと、そういう将来の芽を摘んでしまふということがあるわけなんです、その点について、まず大臣の見解を伺ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘のように、米国ではアルコールをガソリンに一〇%まで混合することが認められております。この前提として、米国内で走行している自動車はアルコール混合燃料の使用を前提に設計されているわけでありまして、例えばエンジンを含む燃料系統部品あるいは制御システム、こういったところがそういう前提で設計をされていると、こういうふうな聞いております。これに対して、我が国で走行している自動車はアルコール混合燃料の使用を想定した設計となつておりません、そのまゝアルコールを混合燃料として使用しますと火災が起きる、そういう安全上の問題が既に発生しているところがございます。

したがつて、今回混合燃料も規制対象に含めることとした上で、我が国の既存の自動車の安全性を前提にしたアルコールの混合許容値を設定するものでありまして、その許容値の範囲内であれば販売は可能でございまして、今その検討をしていふところでございます。

そして、御指摘のように、そういう新しい燃料というものを利用していく、それが環境に優しいとか、あるいはまた価格のなコストの面、そういうものでプラスがあれば私は積極的にやってみようべきではないか。先ほど平田先生との御議論の中でも、そういった例えば部品あるいはそういう設計、そういった問題に関しても我々としてはこれからよく検討させていただきたい、こういうふうに思っております。

○広野ただし君 アメリカも最初からアルコールを入れていたわけじゃないんです。ですから、アメリカも既販車があったんです。そこから一〇%まで、E10まで入れているわけで、アメリカの例によく学んで、そんなに私は大変なコストが掛かるとは思えないわけなんです。しかも、日本車は海外向けにはそういうものを対応車として出しているわけですから、これはやはりどういう考え方でアルコール燃料を考えるのかという観点から考えていくことが非常に大切なんじゃないかと思

います。

私は、農業政策上も、それこそ菜の花畑に入り日が暮れて、しかもおぼろ月が出てくるというそういう、やっぱりこれはすばらしい環境なんで、そのほかでんぶら油を、言わば廃油をディーゼル油に混ぜるというようなこと、言わばバイオマスディーゼルですとか、そういういろんな新しい燃料油ですね。そのほか天然ガスだって自動車燃料として使うという、いろんな多様化が正に技術が伴ってまいりますとできるわけで、そういう面では本当に今回の規制が、規制緩和の時世において規制を強化すると。もちろん、健康ですとか環境ですとか安全という面ではちゃんとやらなきゃいけないんですが、何かまだグレーゾーンみたいな、将来また、しかもあるところをクリアできるというようなものに対してやっぱり大きな、何というか、ブレーキを踏むというような点がやっぱりあるおそれがあると、こう思うんです。

しかも、何か規格外れのものには直ちに販売を禁止すると。これ、ちよつと法的な点、私もよく

分らないんですが、本当にそうなっているんですか。

○政府参考人(細野哲弘君) お答え申し上げます。

現在、許容値を超えるものについては販売を御遠慮いただくという法のスキームでございます。ただ、これは従来法律的に大丈夫であったものについてそういうルールを課すわけでございまして、これは附則の方で周知徹底をし、かつその間の合理的な対応をお願い申し上げるということで、この法律が仮に御承認いただきまして、おきまして、三か月の程度の周知期間を取りまして、その中で対応していただき、その後には施行することを想定しております。

○広野ただし君 これからもいろんなそういう新燃料油が出てくると思うんですね。そういう場合に、普通、法体系からいうと、何かグレーゾーンみたいなところは、本当に安全だとか何かじゃない、安全が本当に確保されないということだつたらやればいいんですけども、グレーゾーンみたいなところは勧告をして販売というような、規制をするというような点があるんじゃないかと思うんですが、何か直ちにいくということに私はちよつと規制強化余りにも行っているんじゃないかなという気がするんです。

それともう一つ、このアルコール含有のものは初めは韓国で作られたと、それが非常に複雑なものであったと。今度はシンガポールの方へ行つたというようなことで、非常にこんなグローバルな社会ですから、国境を越えていろんなものが入ってくるわけですね。そのときに、例えばアメリカのE10というものの、あるいはブラジルのもの、そういうものは、輸出余力の問題はありますけれども、そういうものに対して、私は、規格外れだとか何かという話になりますと非関税障壁になるんですね。ですから、何か規格外れだから直ちに販売禁止というのは、何か私非常にやり過ぎのような感じを持つております。そのことについては、ひとつその見解はいかがでしようか。

○政府参考人(岡本巖君) 私ども、この問題について国土交通省と一緒に専門家の方々に御議論いただき、その審議の過程に事業者の、あるいは輸入業者の方々にもお加わりいただいて、安全の観点から問題意識を持つて検討しているというところで、関係の方々にもこれまでの議論の様子というのは相当御認識いただいているところと思

います。

それに加えて、今御提案申し上げております法律の制定後三か月以内の公布、施行ということとで予定をさせていただいておりますが、事は安全にかかわる問題ですので、必要最小限の規制というのとはこの際どうしてもやっぱりやらせていただくことが必要かと思うんです。

その上で、先ほど先生御指摘の新燃料油をアルコール燃料含めまして入れていくということにつきましては、車での対応それから流通インフラの方の整備、あるいはそれ以外の環境整備ということもあろうかと思いますが、そこは、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、総合資源エネルギー調査会が本格的な議論を今やらせていただいておりますので、政府全体のバイオマスの大きな戦略もにらみながら、私も、新しい新燃料油というものをいれていきやすい環境というのは、これは前向きに検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

○広野ただし君 これは例えば太陽電池ですとか風力のときもいろんな問題があるんですね。やっぱりそういう自然エネルギーのときになかなか既存の体制に入つてこない。しかし、RPS法なんかができますと、確かにこれは不安定な電源なんですけれども、それが入ってくると。こういうことになるので、やはりいろんな育てるという観点に、例えば低濃度のアルコール燃料ですと、あるいはそういう新燃料油というものを育てるという観点に立ちますと、いろんな施策が展開できるわけですね。何かこの規制を強化する観点だけでは、私はやっぱりせつかくの新産業を育てる、あるいは経済を活性化させる、あるいは農業政策上もある

いは環境政策上も非常にいいということになれば、別の観点があつてしかるべきじゃないのかなと、こう思うわけです。

ところで、私も車をよく使いますが、もう数年以上乗っている車なものですから、何も、レギュラー、ハイオクじゃなくて、ハイオクを入れないといけないんですが、レギュラーを使うんですよ。大して違わないですね、レギュラーを使っても。実際走るんです。それでノッキングも起こさないし。昔、これは公正取引委員会が非常に頑張つて、ガソリンで、わあつと車が走つていったら「オー・モーレツ」というやつで、物すごい馬力が出たような、過大広告とも言えるようなあれがあつたわけですけども、それも注意して、最近ではそういうものがなくなつてまいりました。私は元々、中古車というか、かなりたつた車において、レギュラーとハイオクの、今十円ぐらいの、リッター当たり十円ぐらいの差がありますけれども、そんなに明確な差があるんだろうかとかねがね思つておるんです。

そういうことについて、大臣、余りそういうことを気にされないかもしれませんが、どのようなお考えをお持ちか。

○大臣政務官(西川公也君) ハイオクとレギュラーの違いですけれども、経済産業省の方から品質でお答えしたいと思つてます。価格の方はまた公取の方であるかと思いますが。

今、先生が言われましたように、ノッキングがハイオクの方は起きにくいと、こういうふうには私も受け止めております。先生の受け止め方と違ふかも分かりませんが、それから、硫黄分が少ないということで、窒素酸化物の出る際の触媒に影響が少ないと。

それで、ハイオクエンジンでハイオクを入れるのとハイオク用のエンジンにレギュラーを入れたら数%違ふと、こういうふうには私も受け止めております。しかし、じゃレギュラー用のエンジンにハイオク入れたらどうなんだと、こういうことになつたら何ら変わらない、こういうことであり

まして、ハイオク用のエンジンにハイオクを入れた場合は、レギュラー入れるよりも数%性能がいいだろうと、こういうふうに解釈しています。

○広野ただし君 余り明確な差がないところにおいて、大体今十円ぐらい違うんじゃないかと思いますが、こういうときの例えば不当表示といいますが、どこまでそういう考え方になるのか。公取委員長にお伺いしたいと思っています。

○政府特別補佐人(竹島一彦君) 確かに十五年ぐらい前にハイオクのガソリンにつきまして、先生御指摘のように実際のものよりも大変あらゆる面で優れているという強調表示といいますが、誇大表示といえますか、そういう問題がありまして、時の公取は関係業界に対して指導したということがございますけれども、私どもの問題意識は、やはり実際のものよりも、ハイオクが実際に売られているものよりもこういうことで燃費についてもこれだけいいんだというのが実際よりも過大であるというような場合には、これは不当表示という問題になってまいりますので、それは個別具体的に今でも対応していかなきやならぬと思っておりますけれども、価格が十円ぐらい違うということが妥当であるかどうかというについては、公正取引委員会がそれについていい悪いを申し上げる立場にもないし、そういう仕事ではないんだらうと。これはあくまでも、カルテルでもやっつけいれどもちろん別でございますけれども、そうじゃなくって一般の競争市場でそういう値段が通つておるということだと認識しておりますので、そのことはそれでそのまま我々としては受け止めるを得ない。

何よりも大事なことは、やはり商品知識をきちんと消費者に与えること。消費者がそれに基づいて適正に判断できるということが何よりも大事なんじゃないかなというふうに思っております。

○広野ただし君 私も価格差がどうのこうのということではなくて、やっぱりよく目を光らせておいていただいて、若干不当表示的なことになっては、さしたる差がないのに、先ほどおっしゃいます。

したけれども、レギュラーの普通のエンジンにハイオクを入れたからって伸びるわけじゃないわけです、そういう点は是非よろしくお願いしたいと思っています。

それと、元々この石油製品の価格体系は税金というもののすごく影響を受けておりまして、非常に複雑な形になっております。揮発油税はリッター当たり四十八・六円、地方道路税はリッター当たり五・二円、それと軽油取引税は三十二・一円。何か、私は何でこの端数が出てくるのかなというところがまずおかしいと思うんです。それとかLPGですと十七・五円ですとか、それにタックス・オン・タックスと言われる消費税が掛かる。

こういうことで、私は、元々歴史のある税体系でありますから、その時々のものがあつて、正に道路族と、昔の建設省と通産省が綱引きをしていたりいろんなことがあつて、あるところに妥協があつて税が決まってきたというふうにしかならないんです。本来、全体的な、総合的な考え方からエネルギー税制はどうあるべきか、あるいは道路関係はどうあるべきか、あるいは農業政策上どうするかという観点からはどうも決まっていなくて、ただ単なる綱引きで妥協的な産物になっている。今回のものは、特に税を逃れようというふうな、逃れようとしたのかどうか、何しろそこは安いかからということからわつと行っちゃったわけですから、そういうことからいって何か合理的な税体系になつていないんじゃないかと、こう思います。

それともう一つ、こんなに車社会になつていのに、常々ありましたけれども、車に対する税というのは物すごいんです。実際、自動車工業会が出しているものでも九千間で七十万円の税負担があると、車の方ですね、という、これも取得税から自動車重量税、自動車税と、それに消費税というふうに掛かります。いろんな意味でこれもまた余り根拠のない端数の付いた税になつていそうですね。

だから、これから私はますます車社会に日本はなっていくと。もつともつとなつていくということに、こういう税体系がいんだらうかというところがやっぱりない、経済を活性化させる、税というのは元々最終的な規制の典型的なものなんですから、それによつていかようにでも経済社会が変つていくわけですから、資源配分に大きく影響するわけで、そのところをどのように考えておられるか、財務省と総務省にお伺いしたいと思っています。

○大臣政務官(森山裕君) 揮発油税につきましては、先生おっしゃったとおり歴史的なものもございまして、また道路特定財源についてもそのようなことだと思つておりますが、いずれにいたしましても、揮発油税を含む道路特定財源につきましては、経済財政諮問会議あるいは税制調査会等において幅広く議論、検討していただき、厳しい財政事情の下では、引き続き受益と負担の観点から納税者の理解を求めつつ、暫定税率の延長と使途の多様化を図つたところがございます。

また、タックス・オン・タックスの問題でございまして、外国で言われておりますタックス・オン・タックスと我が国で一部議論のありますタックス・オン・タックスとは少し観点が違うように思ひますけれども、ガソリン税に課せられております揮発油税はいわゆる製造原価を構成をしているものでございまして、消費に含まれる、最終小売価格に課税をされております消費税とはおのずと、消費税の性格上、いろんなタックス・オン・タックスの問題が生じてくると思ひますけれども、国際的にこのような税制というのは確立をされていのではないかなというふうに考えております。

以上でございまして。
○副大臣(若松謙維君) 総務省は軽油取引税を所管しておりますが、昭和三十一年度に創設されたこの軽油取引税でございまして、先ほど委員が御指摘のございました一リットル当たり三十二円十銭、これは平成五年の十二月から適用している税率でございまして、

これにつぎましてどういった経過という御質問でございまして、客観的にいわれる総務省の立場からお話をさせていただきますと、現在、道路の整備状況等考えますと、いわゆる国の一般国道の改良率というんでしょうか、これは九〇%でございまして、それに対して地方道は五三%というところで、かなり地方の道路整備は遅れていると。

それに対して、じゃ財政的にはどうかというところでございまして、国につきましては、いわゆる特定財源比率という、こういった観点からいいますと九七%、それに対して地方費分、これは国からの臨時交付金も含めた数字になりますと四五%ということで、極めて地方道についての整備する財源は少ないという認識をしております。そのようないろんな諸般の事情からの現在の税率になつたということでございまして。

○広野ただし君 何か、取れるところから取るとか、どうも綱引きの結果として諸税が決まるというところであつては、日本の将来の経済をどう持つていくかとかという観点がどうも抜けていて、実際、石油諸税は四兆九千億もの大きな金額がそこから取られているわけです。

自動車関係税も、私もどれぐらいになるのか分かりませんが、多分、私の計算では三兆円以上になるんじゃないかという、車社会の中でそういうふうなことがなされていくと、適正な資源配分が本当に行われていくだろうか、活性化に資するだろうかというふうな観点からまた是非よろしくお願ひしたいと思ひますが、最後に大臣、平沼大臣のことをお伺ひしまして、終わります。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今、両省からの御説明がありました。
やっぱりモータリゼーション、そして道路を整備していく、あるいはエネルギー政策を円滑に遂行すると、こういう形で御指摘のような税ができてきたんだと思つております。そういう意味では、私どもはその税によつて大きな効果も別の面であつたと思ひます。

ただ、大きな産業の発展というような観点からいいますとマイナスイメージも確かにあるということはあるわけでございまして、税制というのは、非常に一般的な御答弁になりますけれども、不断に見直していくことが必要だと、このように思っております。

○広野ただし君　ありがとうございます。

○委員長(田浦直君)　委員の異動について御報告いたします。

本日、関谷勝嗣君が委員を辞任され、その補欠として有村治子君が選任されました。

○委員長(田浦直君)　他に御発言もないようです。から、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べいただきます。

○緒方靖夫君　私は、日本共産党を代表して、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に反対する討論を行います。

我が党は、改正案が、新規化学物質の審査対象に動植物での毒性を入れたこと、既存化学物質リスト中の物質についても点検することで製造禁止措置ができるようにしたこと、人、動植物への影響のおそれがある物質も監視の対象としたこと、許可・製造後の明らかになった有害性情報の提供義務付けによって指定見直しの道を開いたことなど、長年求められていた内容が盛り込まれたことを大きな前進と考えています。

それにもかかわらず、本改正案は、一つ、新規化学物質が環境に出るおそれがないという取扱方法だけで、毒性が不明のまま、製造、輸入できるようにすること。二つ、事業者事後の毒性データを求める規定も全くない。その仕組みから、毒性又はおそれがあっても、国がその製造の禁止、停止、量の制限等ができる権限が規定されていないこと。三つ、事後監視も事業者の事前確認され

た内容に限られており、毒性情報の提供義務も課されていないため、毒性データも、環境へ放出管理も完全に事業者任せになるなど、重大な問題点があると考えます。

これは、研究、試薬等、使用目的を限定して例外的に免除していた毒性審査免除を産業用に用いられる新規化学物質全般に拡大するものであり、有害でないことが分かるまで製造を制限するという審査法の基本に新たな欠陥を生じさせるものであることを指摘して、反対の討論といたします。

○委員長(田浦直君)　他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本先に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣佳丈君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳丈君。

○木俣佳丈君　私は、ただいま可決されました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 既存化学物質の安全性点検については、国家的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、官民の連携による有害性評価の計画的推進を図ること。

二 リオ宣言第十五原則に規定する予防的な取組方法を踏まえ、化学物質のリスク低減のための総合的管理方策の検討を進めること。

また、化学物質の妊婦・子供等への影響について検討すること。

三 土壌生態系を含め生態系全体への影響を客観的に評価・把握するための研究を推進し、知見の集積を図るとともに、生態毒性試験及び審査の実施のための体制の整備を急ぐこと。

四 内分泌攪乱作用が疑われる化学物質についての科学的知見の集積を促進するとともに、いわゆる化学物質過敏症に関する知見の集積を図り、その対応の在り方を検討すること。

なお、良分解性化学物質のリスク評価を推進し、必要な対策を講ずること。

五 化学物質に関する情報を積極的に公開し、化学物質に関する情報を市民や関係者が広く共有できる体系的なデータベースを整備するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図ること。

六 事前確認により製造輸入が認められる新規化学物質について、事後監視の徹底を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君)　ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君)　全会一致と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼超夫君)　ただいま御決議のありました附帯決議につきまして、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(田浦直君)　次に、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本先に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君)　全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

一、発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

律

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第一条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法平成五年法律第十八号の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法

第一条中「再生資源の」を「使用済物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な」に改める。

第二条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第六条第一項に規定する業種に属する事業の用に供する」を削り、「同法」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に改め、同項第七号中「再生資源」を「使用済物品等若しくは副産物の発生を抑制又は再生資源若しくは再生部品」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「定める再生資源」の下に「又は再生部品」を、「製品」の下に「又は当該再生部品」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「再生資源」を「使用済物品等若しくは副産物の発生を抑制(副産物の発生を抑制にあつては、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品(エネルギーの使用の合理化に関する法律第二條第二項に規定する燃料を除く。))の使用の合理化によるものに限る。第八号において同じ。」又は再生資源若しくは再生部品に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 海外の工場又は事業場において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設

備の設置又は改善によりエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出を抑制するために必要な措置(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第六條又は第十二條に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国におけるエネルギーの利用の制約を緩和することに資するものに限る。の実施

第二条第四項を同条第七項とする。

第二条第三項中「平成三年法律第四十八号」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「再生部品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第二條第五項に規定する再生部品をいう。

第二条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「使用済物品等」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二條第一項に規定する使用済物品等をいう。

4 この法律において「副産物」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第二條第二項に規定する副産物をいう。

第三条第一項中「再生資源の利用を」を「資源の有効な利用(使用済物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用をいう。以下同じ。)」に改める。

第六条第一項中「再生資源」の下に「若しくは再生部品」を加える。

第十条の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、事業者等が行う特定事業活動(第二條第七項第八号に掲げる特定事業活動にあつては、政令で定めるものを除く。第一号から第三号までにおいて

て同じ。)及び特定設備(同条第八項第三号に掲げる特定設備にあつては、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第十条第一号中「第二條第四項第六号」を「第二條第七項第七号」に改め、同条第二号中「第二條第四項第三号から第五号まで又は第七号」を「第二條第七項第五号、第六号又は第八号」に改め、同条第五項第三号を「同条第八項第三号」に改める。

第十一条から第十九条までを次のように改める。

第十一条から第十九条までを削除

第二十条第一項中「第二條第四項第五号又は第六号」を「第二條第七項第六号又は第七号」に、「同項第五号又は第六号」を「同項第六号又は第七号」に改め、同条第三項中「第二條第四項第三号、第四号又は第七号」を「第二條第七項第三号、第五号又は第八号」に改める。

第二十一条第一項中「第二條第四項第五号若しくは第六号」を「第二條第七項第六号若しくは第七号」に、「同条第五項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、同項の表第三條第一項の項下欄中「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に改め、同条第三項中「第二條第四項第一号」を「第二條第七項第一号」に、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に改める。

第二十三條第一項中「第二條第四項第二号」を「第二條第七項第二号」に、「同条第五項第三号」を「同条第八項第三号」に改める。

第二十六條及び第二十七條中「再生資源の」を

「資源の有効な」に改める。

第二十九條第一項第二号中、「第十八條第二項の規定による協議」を削り、「第二條第四項第一号」を「第二條第七項第一号」に、「同項第四号」を「同項第四号に掲げる特定事業活動に係るものについては経済産業大臣、環境大臣及び当該事業者又は承認事業者等が行う事業を所管する大臣とし、同項第五号」に、「同項第五号及び第六号」を「同項第六号及び第七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第三十條中「第二條第四項第六号」を「第二條第七項第七号」に改め、「再生資源」の下に「又は再生部品」を加える。

附則第二條中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第二条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法昭和四十二年法律第十二号の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中の「促進(発電のための開発及び利用の促進を除く。)」を「(発電のための政令で定める石油代替エネルギーの開発及び利用を除く。以下この号において同じ。))の促進」に改め、「経済産業大臣が行うもの」の下に「並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素(エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。))の排出の抑制(石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行うもの)に限り、かつ、海外で行う場合にあつては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。))のためにとられる施策であつて経済産業大臣又は環境大臣が行うもの」を加え、同号ト中「定めるもの」の下に「並びにエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法平成五年法律第十八号第十條第一号に掲げる業務(同法第二條第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八

第二条 この法律の施行前に産業基盤整備基金（以下「基金」という。）が締結した債務保証契約

より基金が業務を行う場合には、旧特定事業活動促進法第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特定事業活動促進法第十一条中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「なお効力を有する旧特定事業活動促進法（改正法附則第二条第一項又は第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法をいう。以下同じ。）第十条第一号に掲げる業務」と、「第十三条第一項」とあるのは「なお効力を有する旧特定事業活動促進法第十三条第一項」と、「第十六条第一項」とあるのは「なお効力を有する旧特定事業活動促進法第十六条第一項」と、旧特定事業活動促進法第十二条第一項中「第十条第一号及び第二号」とあるのは「なお効力を有する旧特定事業活動促進法第

改正前のエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨

（中小企業支援法の一部改正）

第四条 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百

き続き業務上の余裕金として財政融資資金に預託することができる。

第八条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第一項中「及び附則第四十四条」を「附則第四十四条」に改め、「第三十五条」の下に「及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号。以下「特定事業活動促進法等一部改正法」という。）附則第二項第三項」を、「を除き」の下に、「権利及び義務の承継に

関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い」を、「において機械の下に「及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）を加え、同条第二項中「機構」を「機構及び開発機構」に改め、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15 第一項の規定により開発機構が基金の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継の際、政府から開発機構に対して当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第十四条第一項及び附則第十五条第一項に掲げる業務

イ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二項第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十二条に規定するエネルギー使用合理化特別勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額

ロ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二項第二項の規定によりなおその効力

を有することとされた旧特定事業活動促進法第十五条に規定する再生資源利用等特別勘定に属する資産（次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。）の価額から負債（次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。）の金額を差し引いた額

二 旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務又は特定事業活動促進法等一部改正法附則第二項第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府の産業投資特別会計から出資された額に相当する金額

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第一項に掲げる業務

16 附則第二項第十項及び第十一項の規定は、第八項、第十一項、第十二項及び前項の資産の価額について準用する。

附則第四項第十二項中「第九項の」を「第十一項の」に改め、同項第一号イ中「第九項第六項第一号」を「第十一項（第八項第一号）に改め、同

号ロ及び同項第二号中「第九項第六項第三号」を「第十一項（第八項第三号）に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を削り、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項各号」を「第八項各号」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第六項の」を「第八項の」に改め、同

項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第三号中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務

の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 開発機構 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二項第一項の規定によりなおその効力を有することとされた特定事業活動促進法等一部改正法第一条の規定による改正前のエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成十五年法律第十八号。以下「旧特定事業活動促進法」という。）第十

条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務に係る権利及び義務

二 機構 基金が有する権利及び義務のうち前号に定めるものの以外のもので、第一項の承継計画書は、基金が、政令で定める基準に従って作成して財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けたものでなければなら

ない。（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四条第九項及び第十項」を「第四条第十項及び第十二項」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条第一項中「附則第四項第十二項」を「附則第四項第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

附則第九条第二項から第四項までの規定中「附則第四項第十項」を「附則第四項第十二項」に改める。

年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「整備」の下に「その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業」を、「設置」の下に「及び運転」を加える。

第二条中「火力発電施設又は水力発電施設」を「水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）に、「有する施設で」を「有する施設で」に改める。

第三条第一項第三号中「住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備する」を「公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を行う」に改め、「設置」の下に「及び運転」を加える。

第四条の見出しを「（公共用施設整備計画）」に改め、同条第一項中「整備計画」を「公共用施設整備計画」に改め、同条第二項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に、「行なう」を「行う」に、「整備計画」を「公共用施設整備計画」に改め、同条第三項中「整備計画」を「公共用施設整備計画」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第四項中「整備計画」を「公共用施設整備計画」に、「行なう」を「行う」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項から第九項までの規定中「整備計画」を「公共用施設整備計画」に改める。

第五条中「整備計画」を「公共用施設整備計画（に、「同意整備計画」を「同意公共用施設整備計画」に改める。

第六条から第九項までの規定中「同意整備計画」を「同意公共用施設整備計画」に改める。

第十条第一号中「指定」の下に「並びに第十条第三項（同条第四項において読み替えて準用する第四条第九項において準用する場合を含む。）の規定による利便性向上等事業計画の同意」を加え、「火力発電施設及び水力発電施設」を「水

力発電施設、地熱発電施設及び火力発電施設」に改め、同条第二号中「整備計画を「公共用施設整備計画」に、「火力発電施設及び水力発電施設を「水力発電施設、地熱発電施設及び火力発電施設に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律における主務省令は、文部科学大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

第十号を第十二号とし、第九条の次に次の二条を加える。

(利便性向上等事業計画)

第十号 都道府県知事は、周辺地域について住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業(公共用の施設の整備を除く。以下同じ。)で政令で定めるものに関する計画(以下「利便性向上等事業計画」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 利便性向上等事業計画は、当該周辺地域(第四項において準用する第四号第一項後段に規定する市町村の区域を含む。)の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業(民間事業者が当該事業を実施する場合にあつては、当該民間事業者に対する支援措置を含む。)の概要、経費の概算その他主務省令で定める事項について定めるものとする。

3 主務大臣は、利便性向上等事業計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これに同意するものとする。

4 第四号第一項後段、第二項、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第五号から第七号まで並びに第九号の規定は、利便性向上等事業計画に準用する。この場合において、第四号第二項中「前条第一項」とあるのは「第三号第一項」と、「前項後段」とあるのは「第三号第四項において準用する第四号第一項後段」と、「公共用施設の整備」とあるのは「住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業」と、同条第四項中「第一項に規定す

る市町村の長」とあるのは「当該周辺地域に含まれる区域を管轄する市町村長」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第十号第三項」と、同条第九項中「第一項及び第三項から前項まで」とあるのは「第十号第一項から第三項まで並びに同条第四項において準用する第四号第一項後段、第四項から第六項まで及び第八項」と、第五号中「前条第七項」とあり、及び「同条第七項」とあるのは「第十号第三項」と、「同条第九項」とあるのは「第十号第四項において準用する第四号第九項」と、「同意公共用施設整備計画」とあるのは「同意利便性向上等事業計画」と、「国、地方公共団体」とあるのは「地方公共団体、民間事業者」と、第六号中「同意公共用施設整備計画」とあるのは「同意利便性向上等事業計画」と、第七号中「を含む。」と、「同意公共用施設整備計画」とあるのは「同意利便性向上等事業計画」と、第九号中「前二条」とあるのは「第十号第四項において準用する第七号」と、「同意公共用施設整備計画」とあるのは「同意利便性向上等事業計画」と読み替えるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、周辺地域整備関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、同意利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として経済産業省令で定めるところにより当該利便性向上等事業計画を作成した都道府県知事の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が	発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証(以下「周辺地域整備関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項		保険価額の合計額が	周辺地域整備関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項		当該借入金金の額のうち	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち
第三条の三第二項		当該債務者	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
		当該保証をした	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
		当該債務者	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、周辺地域整備関連保証を受けた中小企業者に係るものについては、同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(発電用施設周辺地域整備法第十条第三項の規定による同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業に必要な資金(以下「周辺地域整備事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(周辺地域整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(周辺地域整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

(電源開発促進対策特別会計法の一部改正)
第二条 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「電源多様化対策を「電源利用対策」に改め、同条第二項中「第七号の下に「同法第十条第四項において準用する場合を含む。」を、「基づく交付金」の下に「第三条の四第三項及び第七号第一項において「周辺地域整備交付金」という。」を、「規定する発電用施設」の下に「(以下単に「発電用施設」という。))を加え、「発電用施設の設置を「発電用の用に供する施設の設置及び運転」に改め、「であつて」の下に「発電用の用に供する施設の設置又は改造及び」を加え、同条第三項中「電源多様化対策」とは、エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるものの発電のための利用(以下「電源の多様化」という。))を促進するための財政上の」を「電源利用対策」とは、発電用施設(これと密接な関連を有する施設を含む。以下同じ。)の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。
一 次に掲げる財政上の措置

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付 ロ 核燃料サイクル開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。） ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付 ニ 発電用施設の設置又は改造に係る予算の範囲内において行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。）で政令で定めるもの ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの 二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの 第一条第三項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前二号」に、「財政上の措置を措置」に、「電源多様化対策」を「電源利用対策」に改め、同号を同項第三号とする。 第二条第二項及び第二条の二中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改める。 第三条中「の収入」の下に、「第三条の四第三項の規定による周辺地域整備資金からの受入金、周辺地域整備資金から生ずる収入」を、「措置に要する費用」の下に、「第三条の四第一項の規定による周辺地域整備資金への繰入金」を加える。 第三条の二の見出し中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改め、同条中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に、「電源多様化対策」を「電源利用対策」に、「第一条第三項第一号及び第二号の出資金、同項第一号及び第三号の交付金、同項第四号から第六号まで」を「第一条第三項第一号イ及びハの交付金、同号ロの出資金、同号ニ及びホ」に改め、「を含む。」の下に、「同	項第二号の措置に要する費用」を加える。 第三条の三中「電源多様化対策」を「電源利用対策」に、「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改め、同条の次に次の二条を加える。 （周辺地域整備資金の設置） 第三条の四 電源立地勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金及び第七条第一項の規定による繰入金をもつてこれに充てる。 2 前項に規定する電源立地勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 3 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第一条第二項の財政上の措置（政令で定めるものに限る。）に要する費用を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、電源立地勘定の歳入に繰り入れることができる。 （周辺地域整備資金の経理方法） 第三条の五 周辺地域整備資金の受払は、財務大臣の定めるところにより、電源立地勘定の歳入歳出外として経理するものとする。 第四条に次の一項を加える。 2 電源立地勘定にあつては、前項の歳入歳出予定計算書に、当該年度の周辺地域整備資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。 第五条中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改める。 第六条第二項第一号を次のように改める。 一 歳入歳出予定計算書及び第四条第二項に規定する計画表 第七条を次のように改める。 （剰余金の処理） 第七条 電源立地勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、周辺地域整備交付金及び第三条の四第三項に規定する財政上の措置に係る歳出予算における支出残額（第十四条第一	項の規定により繰り越して使用されるものを除く。）に相当する金額を限度として政令で定める金額は、周辺地域整備資金に組み入れ、なお残余があるときは、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。 2 電源利用勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。 第八条に次の一項を加える。 2 電源立地勘定にあつては、前項の歳入歳出の増減に関する実績表を添付しなければならない。 第九条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、「歳入歳出決定計算書」の下に「及び同条第二項に規定する実績表」を加え、同条の次に次の一条を加える。 （周辺地域整備資金の運用） 第九条の二 周辺地域整備資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。 （発電用施設周辺地域整備法の一部改正に伴う経過措置） 第二条 第一条の規定による改正前の発電用施設周辺地域整備法（以下この条において「旧整備法」という。）第三条第一項及び附則第二項の規定により指定された地点に係る旧整備法第二条の発電用施設第一条の規定による改正後の発電用施設周辺地域整備法（以下この条において「新整備法」という。）第二条の発電用施設を除く。）については、当分の間、新整備法第二条の発電用施設とみなして、新整備法の規定を適用する。 2 旧整備法第三条第一項及び附則第二項の規定により指定された地点並びに旧整備法第四条第	七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得た整備計画は、それぞれ新整備法第三条第一項の規定により指定された地点及び新整備法第四条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得た公共利用施設整備計画とみなす。 （電源開発促進対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置） 第三条 第二条の規定による改正後の電源開発促進対策特別会計法（以下この条において「新電源特別会計法」という。）の規定は、平成十五年年度の予算から適用し、平成十四年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。 2 この法律の施行前に収納した電源開発促進税の収入で第二条の規定による改正前の電源開発促進対策特別会計法（以下この条において「旧電源特別会計法」という。）に基づく電源開発促進対策特別会計（以下この条において「旧電源特別会計」という。）の電源多様化勘定の平成十五年度の歳入に組み入れられたものは、新電源特別会計法に基づく電源開発促進対策特別会計（以下この条において「新電源特別会計」という。）の電源利用勘定の歳入に組み入れられたものとみなす。 3 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に収納した旧電源特別会計の電源多様化勘定の平成十五年年度の歳入に属する収入は、新電源特別会計の電源利用勘定の歳入とみなす。 4 旧電源特別会計の平成十四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧電源特別会計法第十四条第一項の規定により旧電源特別会計の電源多様化勘定に繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前に旧電源特別会計の電源多様化勘定においてした債務の負担又は支出は、新電源特別会計の電源利用勘定に繰り越されたもの及び同勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。 5 この法律の施行の日の前日までに旧電源特別会計の電源多様化勘定の平成十五年年度の予算に
---	---	---	--

基づいてした債務の負担又は支出は、新電源特別会計の電源利用勘定の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出とみなす。

6 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で新電源特別会計法第一条第三項に規定する発電用施設の安全の確保に係るものは、政令で定めるところにより、新電源特別会計の電源利用勘定に帰属するものとする。

7 この法律の施行の際旧電源特別会計の電源多様化勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、新電源特別会計の電源利用勘定又は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に帰属するものとする。

8 旧電源特別会計法第一条第三項第一号及び第四号から第七号までに掲げる財政上の措置に該当するものについては、新電源特別会計法第三条の二の規定にかかわらず、平成十八年度までの間に限り、新電源特別会計の電源利用勘定の歳出とすることができる。この場合における新電源特別会計法第三条の三の規定の適用については、同条中「及び電源利用対策」とあるのは、「電源利用対策及び発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第三条第八項の財政上の措置」とする。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「電源多様化対策」を「電源利用対策」に改める。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第一百四十五号)の

一部を次のように改正する。
第十七条第一号中「第十号並びに第十一号」を「並びに第十号から第十二号まで」に、「電源多様化対策」を「電源利用対策」に改める。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改める。